

## ご意見の要旨と大阪市の考え方

ご意見の箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
2ページ 2-1 もと南港海水遊泳場周辺 (住之江区南港6丁目8番街区の一部)	民間物流施設の土地の需要に対応するためとあるが、修景厚生港区のままでよいのでは。	現在、当地では修景厚生港区でなければ建築できないもの（ホテル、展示場など）への需要がないため、民間物流施設の需要がある当地を商港区に変更することにより、港湾施設である保管施設などの建設が可能となり、有効な土地利用が期待できます。
3ページ 2-2 南港フェリーターミナル駅前西 (住之江区南港南2丁目の一部)	駅前のこの場所は、修景厚生港区のままでよいのでは。	現在、当地では修景厚生港区でなければ建築できないもの（ホテル、展示場など）への需要がないため、民間物流施設の需要がある当地を商港区に変更することにより、港湾施設である保管施設などの建設が可能となり、有効な土地利用が期待できます。
4ページ 2-3 木津川左岸地域 (西成区津守1丁目、北津守3丁目、4丁目 の一部)	近くに魚市場があると思うが、商港区でなくてよいのか？	当地付近に魚市場は存在しません。 当地では昭和40年の「大阪港臨港地区の分区における建築物の規制に関する条例」（以下「条例」と表記）制定以前から倉庫の他、工業を営む事業者も多く存在しており、現在も当地で同様の事業を営んでいる事業者も引き続き工場利用を望まれています。現状では、現存の工場利用は条例上、既存不適格となりますので、老朽化の進む既存工場の更新等にあたり、事業者への過度な制限が生じないようにするために、工業港区への変更が必要と考えます。

※今回の意見募集の内容にかかるものではないご意見等については、記載しておりません。